

千葉市エンゼルヘルパー派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、妊娠中又は出産後1年未満の者が属する家庭で、家事又は育児を援助する者がいない場合にホームヘルパーを派遣し、家事又は育児を援助するため本市が行う千葉市エンゼルヘルパー派遣事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣対象者）

第2条 ホームヘルパーの派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、千葉市内に居住し、家事又は育児の援助を要するもので、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）妊娠中又は出産後1年未満であり、派遣する時間帯に家事又は育児を行える者が2名以上在宅していない家庭に属する者。ただし、多胎の妊娠・養育においては派遣する時間帯に家事又は育児を行える者がいても利用することができる。

（2）その他市長が派遣対象者とする必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、乳児のほかに派遣対象者その他の保護者が在宅しない等の事由により、ホームヘルパーを派遣することに支障があると市長が認めた場合は、派遣対象者としなないことができる。

（援助の内容）

第3条 派遣されたホームヘルパーが行うことのできる援助の内容は、次の表に掲げるもの（営利事業及び各種祭事等に係るものは除く）のほか、特に必要があると市長が認めたものとする。

区 分	援 助 の 内 容
（1）家事に関するもの	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の日常的な清掃、整理整頓 エ 近隣店舗で持てる範囲の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事援助
（2）乳児の育児に関するもの	ア 授乳 イ おむつ交換 ウ 沐浴介助 エ 適切な育児環境の整備 オ その他必要な育児援助 （上の子の育児支援等）

(援助を行う時間数及び回数)

第4条 援助を行う時間数及び回数は、次のとおりとする。

(1) 時間数は、1回の援助につき2時間とし、1日2回を限度とする。

(2) 回数は、多胎の妊娠・養育については、50回以内、その他については30回以内とする。

(援助を行う日及び時間帯)

第5条 援助を行う日及び時間帯は、次のとおりとする。

(1) 援助を行う日は、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く日とする。

(2) 援助を行う時間帯は、午前8時から午後6時までとする。

(登録・利用等の申請)

第6条 当該事業の利用を申請する者(以下「申請者」という。)のうち、利用希望日時が確定している者は、エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用申請書(様式第1号)により、原則として、利用希望日時の5日前(市役所の閉庁日を除く)までに、市長に申請するものとする。

2 申請者のうち、利用希望日時が未定の者は、エンゼルヘルパー派遣事業登録申請書(様式第1号の2)により、市長に申請するものとする。

(登録・利用等の承認、不承認及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、派遣事業を利用しようとする世帯の生活状況等を把握のうえ、登録の承認及び利用の決定又は登録及び利用の不承認を行い、事業者(第12条の規定により、委託した事業者をいう。以下同じ。)と利用の調整を行い、併せて、エンゼルヘルパー派遣事業登録承認・利用決定通知書(様式第3号)又はエンゼルヘルパー派遣事業登録・利用不承認通知書(様式第3号の2)により、申請者に対し、速やかに、通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、登録の承認又は不承認を行い、併せて、エンゼルヘルパー派遣事業登録承認通知書(様式第3号の3)又はエンゼルヘルパー派遣事業登録不承認通知書(様式第3号の4)により、申請者に対し、速やかに、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、登録の承認及び利用を決定した場合は、その旨を事業者に対し、エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用決定通知書(様式第3号の5)により、速やかに、通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定による登録について、出産後1年を経過した者が属する家庭にあつては、承認通知書の効力は消滅するものとする。

(利用開始日未定の登録者の取扱)

第8条 前条第2項の規定に基づき登録の承認を受けた者及びその家族(以下「利用開始日未定の登録者等」という)は、利用希望日時が決定したときは、電話、電子メール等により、利用希望日時と利用希望の状況の他、登録番号及び利用者氏名(以下、「利用希望日時等」という)を連絡するものとする。

2 市長は、前項の規定による利用希望日時等の連絡を受けたときは、事業者と利用の調整を行い、申請者に対し、連絡するとともに、当該事業者に対して、エンゼルヘルパ

一派遣事業登録承認・利用決定通知書（様式第3号の5）により、通知するものとする。
（変更の申請等）

第9条 第7条第1項又は第2項の規定により、登録を承認された者が、登録内容を変更しようとするとき、及び第7条第1項又は第8条第2項の規定により、援助の利用を承認された者が、決定された事項を変更し、又は援助の利用を中止しようとするときは、エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用変更等申請書兼届出書（様式第4号）により、速やかに、市長に申請するものとする。なお、登録内容を変更する申請については、電子メールに、援助の利用、変更又は中止に関する申請については、電話、電子メール等による申請に代えることができる。

（変更措置等）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、登録、援助内容の変更、又は援助の利用を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により、登録内容を変更したときは、エンゼルヘルパー派遣事業登録内容等変更受理通知書（様式第5号）により、事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、援助内容の変更及び中止を行ったときは、事業者に速やかに連絡するものとする。

（事業者による事前調整）

第11条 第7条第1項、又は同条第2項及び第8条第2項に基づく承認を受けた者で、登録内容に変更のないものが、初回利用後、同一の事業者から追加で援助を受けようとする場合、市長は第7条各項に規定する登録・利用等の申請を省略できるものとする。なお、追加の援助依頼をうけた事業者は、速やかに市長に利用者や利用の日時等について報告するものとする。

（利用料）

第12条 この事業を利用した者（以下「利用者」という。）は、別表1に定める額を負担するものとする。なお、利用者の都合により、利用を中止する場合は、利用者は別表2に定める額を負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、ホームヘルパーが買い物その他の援助を行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。

3 利用者の属する世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による申請を行う際に当該各号のいずれかに該当することを証明する書類を提出するものとする。

（1）生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯

（2）市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯

（3）ひとり親世帯（児童扶養手当受給相当）

（4）多胎世帯

4 利用者は、第1項及び第2項に規定する利用料及び実費相当額を利用した事業者に直接支払うものとする。

（事業の委託）

第13条 市長は、この事業を次の各号に定める事業を実施している者に委託して行う

ものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護

(2) 前号に規定する事業に相当する事業

（委託料）

第14条 市長は、この事業の実施を委託した事業者に対し、この事業の実施に要する費用として、別表3に定める委託料を支払うものとする。

（ホームヘルパーの選考）

第15条 事業者は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、ホームヘルパーを選考するものとする。

(1) 看護師、保育士、乳幼児の養育に経験がある者等であること。

(2) 心身ともに健全であること。

(3) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。

（ホームヘルパーの研修）

第16条 事業者は、ホームヘルパーに対して必要に応じ、資質の向上のために必要な研修を実施するものとする。

（ホームヘルパーの健康管理等）

第17条 事業者は、ホームヘルパーに対し、感染症等に関する知識を習得させるとともに、年1回以上の定期健康診断を実施し、ホームヘルパーの健康管理に細心の注意を払うものとする。

（身分証明書の携行等）

第18条 ホームヘルパーは、援助を行う際に、常に事業者が発行する身分証明書を携行し、利用者宅の訪問時に必ず提示するほか、利用者の請求に応じ提示するものとする。

2 ホームヘルパーは、援助を行ったときは、その都度、エンゼルヘルパー派遣事業利用確認書（様式第6号）により、利用者から援助履行の確認を受けるものとする。

（報告及び帳票類の整備等）

第19条 事業者は毎月、事業実施報告書（様式第7号）及び事業実績報告書（様式第8号）を作成し、翌月15日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業の適正な実施を確保するため、事業者に援助に関する記録、その他必要と認める帳票類を整備させるものとする。

3 市長は、第12条により委託した業務の適正な実施を図るため、事業者が行う事業内容を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、事業者に対し、帳簿書類等の提出又は援助内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、千葉市エンゼルヘルパー派遣事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

2 第6条から第9条までの規定による利用に関し必要な手続きは、平成14年1月

1 日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 3 号の 3 の改正規定は、同年 3 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）において、第 2 条に規定する派遣対象者に該当する者の施行日以後にサービスを利用できる回数は、第 4 条第 2 号に規定する回数から施行日前に利用した回数を減じた数とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に利用の決定を受けている者は、登録の承認を受けたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年８月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表 1

利用者の属する世帯区分	1回2時間当たりの利用料
生活保護・市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	2 5 0 円
ひとり親世帯（児童扶養手当受給相当）又は多胎世帯	8 4 0 円
その他の世帯	1, 6 8 0 円

※ 1 生活保護世帯とは、この事業を利用した日における生活保護法（昭和25年法第144号）の規定による被保護世帯とする。

※ 2 市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯とは、この事業を利用した日の前年（1月から5月までの利用については前々年）の所得に対するその該当の有無をいうものとする。

なお、課税額48,600円未満の世帯とは、世帯の市町村民税所得割の課税額の合算が48,600円未満の世帯をいう。

※ 3 ひとり親世帯（児童扶養手当受給相当）とは、この事業を利用した日においてその該当の有無（妊娠中にあつては出産後、児童扶養手当が受給される見込みの有無）をいうものとする。

※ 4 多胎世帯とは、同じ母親が2人以上の胎児を同時に妊娠し、多胎児を出産した世帯をいう。
なお、多胎世帯に該当するかについては、利用日時点で判断する。

※ 5 初回利用については、利用者の属する世帯区分に関わらず、無料クーポンの提出により、利用料を徴収しないこととする。

別表 2

利用者都合によりサービスの供与が中止された場合の1回当たりの利用者負担額	
派遣前々日の16時までに連絡があった場合	0 円
派遣前々日の16時以降、派遣前日の16時までに連絡があった場合	8 4 0 円
派遣前日の16時以降に連絡があった場合 （利用者宅訪問後のサービスの供与中止を含む）	1, 6 8 0 円

※ 初回利用においても、利用者負担を徴収するものとする。

別表 3

利用者の属する世帯区分	金額
初回利用世帯	5, 2 0 0 円
生活保護・市町村民税非課税世帯	5, 2 0 0 円
市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	4, 9 5 0 円
ひとり親世帯（児童扶養手当受給相当）又は多胎世帯	4, 3 6 0 円
その他の世帯	3, 5 2 0 円